建築主等の変更届にかかる電子申請の流れについて

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

※下記フローについては、大阪府建築基準法施行細則第八条第１項及び第３項に規定する建築主等の変更届について適用します。

※申請にあたっては、提出書類に修正がないように事前に整える必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（代理者） | 大阪府 |
| 大阪府行政オンラインシステムで申請を行うシステム入力※１（必要書類に届出日を記載のうえ、必要書類を添付）必要書類①確認事項変更届②委任状（代理者による場合）③代理者の建築士免許等の写し（代理者による場合） | 必要書類の内容確認※2完了 |

■　注意事項　■

※１）システム入力前にID登録（パスワード、メールアドレス、電話番号等入力）が必要です。

※２）必要書類に不備があった場合、補正を求めることがあります。

（大阪府より、システム上で差し戻し処理を行い、再度システム上で書類の差し替えを行っていただきます。）